

別紙28 昭和54年10月30日付微徵2-21「電話加入権等に対する滞納処分手続について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（調理要領）</p> <p>2 滞納者が有する確定判決書等を添付して行う場合には、当事者の住所氏名のみを記載し、押印の必要はないが、この場合には、譲受者名の下部余白に「右代位者〇〇税務署長財務事務官〇〇〇」と記載し「電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書（第2号様式）」と割印をする（第3の9（（売買又は贈与による場合））の（1）の注書参照）。</p>	<p>第1号様式（調理要領）</p> <p>2 滞納者が有する確定判決書等を添付して行う場合には、当事者の住所氏名のみを記載し、押印の必要はないが、この場合には、譲受者名の下部余白に「右代位者〇〇税務署長大蔵事務官〇〇〇」と記載し「電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書（第2号様式）」と割印をする（第3の9（（売買又は贈与による場合））の（1）の注書参照）。</p>
<p>第2号様式（電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書）</p> <p>第4号様式（加入承継届における届出入代位書）</p> <p>【様式中】 「財務事務官」</p>	<p>第2号様式（電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書）</p> <p>第4号様式（加入承継届における届出入代位書）</p> <p>【様式中】 「大蔵事務官」</p>